

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 広田 一恭

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県中部総合事務所吸収式冷温水発生機保守点検業務 一式

(2) 業務内容

鳥取県中部総合事務所に設置している吸収式冷温水発生機について、鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成10年連合条例第29号。以下「条例」という。）第4条第2項で準用する条例第3条第2項第2号の規定に基づき、その保守点検、整備及び故障時等の緊急対応を行う。

(3) 業務の仕様

別添「鳥取県中部総合事務所吸収式冷温水発生機保守点検業務仕様書」による。

(4) 業務の履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(5) 業務の履行場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所

(6) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、業務の履行期間（平成30年4月1日から平成33年3月31日まで）の総額を見積もった額とすること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月24日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (5) 平成27年度以降に、国、地方公共団体又はその他の法人が発注した吸収式冷温水発生機保守点検業務を、1年以上継続して履行した実績（見込みを含む。）を有する者であること。
- (6) 条例第4条第2項で準用する条例第3条第2項第3号の規定に基づき、点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として平成22年鳥取中部ふるさと広域連合消防局告示第3号第1項第1号に規定する次のアからウまでのいずれかの者が、点検業務を実施すること。
 - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者
 - ウ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第5号に規定するボイラーの点検及び整備に関し、ア又はイと同等以上の知識及び技能を有する者
- (7) 故障、油漏れ等緊急の場合は、速やかに技術者を派遣できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所地域振興局総務室

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札の手続に関する問合せ先

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所地域振興局総務室

電話 0858-23-3988

ファクシミリ 0858-23-3425

電子メールアドレス chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、本件調達公告日から平成30年1月29日（月）までの間にインターネット上のホームページ（鳥取県中部総合事務所地域振興局ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-shinkou/>））から入手するものとする。また、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

本件調達公告日から平成30年1月29日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

- (4) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に

規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札

認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年2月20日(火) 午後1時45分

イ 開札日時

即時開札

ウ 場所

鳥取県倉吉市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所 入札室(1号館B棟1階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成30年2月7日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 最低制限価格の設定

本件入札は、鳥取県中部総合事務所施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年1月9日施行)第3条第1項に規定する適用対象業務に該当するため、政令第167条の10第2項及び会計規則第129条の規定による最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)を設定している。

8 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札したもののうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。最低制限価格を下回る価格をもって入札したものは落札者とししない。

9 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは、鳥取県中部総合事務所長（以下「委託者」という。）はこの契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、この契約の履行を、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託等の承認をしないものとする。ただし、受注者に特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の年間契約金額が入札見積金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

(6) その他

詳細は、入札説明書による。